



# MOVE ON

サクッと読めてチヨットためになるTipsシェアペーパー

花粉症には辛い季節となりました。耳鼻科に行ったら「今年は花粉が多いからね～」と先生。先生毎年同じセリフ言ってますよ、と思いつつ調べてみると、花粉飛散量は45年前の1981年と比べるとなんと14.5倍に！10年前と比べてもなんと3.2倍に増加しているそうです！花粉症予防には規則正しい生活が一番です！睡眠よくとる、適度に運動する、過度な飲酒はしない、タバコは吸わない、を心掛け今年も花粉シーズンを乗り切りましょう😊

その慣習、本当に仕事に必要??

## アップデート必須！「〇〇ちゃん」呼びはセクハラになる？

昨年10月、運送会社に勤務していた40代の女性が年上の男性上司からセクハラを受けたとして賠償を求めた訴訟で東京地方裁判所が判決を出し、「ちゃん」付けをセクハラと認定しました。

### ◆ 訴訟に至った経緯

原告の女性は約10年前から都内にある運送会社の営業所で勤務しており、2020年から被告となった40代の男性係長に業務の報告をするようになりました。この男性係長から「〇〇ちゃん」と呼ばれていました。2021年4月、男性から突然自宅の住所を聞かれ不思議に思っていたところ、男性の名前で「いつも明るく対応してくれることにみんな幸せを感じています。普段はなかなか口に出していけないけど、今日は1年分の、ありったけの思いを込めて『ありがとう』！！』と記載された電報が自宅に届きました。2021年11月、出勤時に涙が出るようになった女性は会社に相談し、男性係長は厳重注意となりました。女性はうつ病と診断され、退職した後に退職となり、2023年に会社と男性を相手取り訴訟を起こしました。

### ◆ 原告女性と被告男性の言い分



気持ち悪い、怖い

- ・背後から近づいてきた男性に驚いて「きゃっ」と声を上げると、「今のかわいい」と返された。
- ・クレーム対応をしていた男性から「癒やして」と呼びかけられた。
- ・前かがみになった時「それ胸元がはだけて下着が見えてしまうよ」と言われた。
- ・「格闘技をやってるって聞いたけど、体形良いよね」とからかわれた。

- ・「かわいい」という発言について「女性のリアクションが自分の娘のように見えて、とっさに出てしまった。「体形良い」という発言も含めて「失言だった」。
- ・「〇〇ちゃん」呼びについては「他の従業員も入社当時から同じように呼んでいた。親しみとか、仕事を進める上である程度円滑に進むかなという認識だった」。
- ・「セクハラとは性的な言動や必要なく身体に触ること」の**はず**。「一連の言動は「性的」ではない」。



会社の習慣、ほかの人にもやっている

### ◆ 裁判所の判断は・・・「ちゃん」付けは業務に不必要だからセクハラ

「〇〇ちゃん」呼びは、厚生労働省が公表しているガイドラインに「〇〇ちゃん」と呼ぶことが心理的負荷を与える出来事の例として挙げられていると指摘し、「ちゃん付けは幼い子どもに向けたもので、成人に対しては交際相手などの親密な関係にある場合が多い」として、男性が親しみを込めていたとしても業務で用いる必要はなく、一連の発言や行為と同等にハラスメントを構成する要素の一つだと認定しました。また、電報を自宅に送りつける、「かわいい」、「体形良いよね」、「下着が見えてしまう」、も不快感や羞恥心を与え不適切と認定しました。

この職場ではちゃん付けや感謝の気持ちを電報で送り合う習慣があったとのことですが、**たとえ感謝の気持ちや親しみを伝える行為だったとしても「セクハラ」と認定される恐れがあります**。御社のその習慣、本当に仕事に必要でしょうか？この機会に振り返ってみてください。

## 2028年10月に向けて準備を 雇用保険も適用拡大します

パートタイマー・アルバイトなど働き方や生計維持のあり方が多様化していることを踏まえ、これらの働き方の労働者も基本手当（失業給付）、教育訓練給付金、育児休業給付等を受け取れるよう、雇用のセーフティネットを広げるため、2028年（令和10年）10月1日から雇用保険の被保険者となる要件が広がります。この改正により、新たに500万人超が雇用保険に加入する見込みとされています。今回は、2028年10月から実施される雇用保険の適用拡大について深掘りします。

### ◆ 雇用保険の適用要件の変更

働き方の多様化に対応するため、2028年10月1日より、雇用保険の適用要件が次の通り変更されます。（※昼間学生などは引き続き雇用保険の対象外です）

現 行

- ①週の所定労働時間が**20時間以上**であること
- ②31日以上雇用されることが見込まれること

2028年10月～

- ①週の所定労働時間が**10時間以上**であること
- ②31日以上雇用されることが見込まれること



“週の所定労働時間”って何ですか？

- 所定労働時間とは、雇用契約で定められた労働時間数のことをいいます。週4日、1日5時間勤務なら週の所定労働時間は20時間となります。



うちの会社は祝日休みで年末年始や夏季休業があるため、契約上は週20時間でも実際の就労は週20時間を下回る 경우가多々あります。それでも雇用保険に加入しなければなりませんか？

- 週の所定労働時間は“通常の週”で考えます。通常の週とは、祝日や年末年始等に重ならない、普通の1週間のことです。祝日や年末年始休暇があっても、通常の週において、週20時間以上就労する場合は雇用保険に加入します。



年金暮らしの人は雇用保険に入らなくてもいいよね？

- 年金暮らしであっても、上記の条件を満たせば雇用保険に加入します。

### ◆ 2028年10月に向けて、何をしたらいい？

#### ① ～2028年4月頃まで：対象となる従業員の洗い出し

新たに雇用保険の適用となる週所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者を洗い出します。給与額からおおよその雇用保険料を計算、どのくらいの保険料負担が増加するのかを把握しておきます。

#### ② ～2028年8月頃まで：従業員への周知と説明

新たに適用となる従業員へ雇用保険制度について説明を行います。保険料の計算方法やどのような給付が受けられるのかを説明します。（雇用保険に加入したくない従業員からは労働条件変更の申出があるかもしれない。人手が不足することも想定しておいてください。）

#### ③ 2028年10月1日～：資格取得届を提出し、給与計算システムへ反映させる

新たに雇用保険に加入する労働者の資格取得届を提出します。雇用保険料を給与から控除することとなるため、使用している給与計算システムに雇用保険加入情報を反映させます。

#### ④ 早めに取り組む：雇用保険の事務手続きを行える体制づくり

パートタイマーやアルバイトなどの短時間労働者は、比較的短期で退職するケースも多いため、離職票の作成等の事務手続の増加が見込まれます。離職票の発行については労働者からの迅速な発行の希望も多いため、今のうちから事務手続の行える体制づくりを整備してください。

## 組織の成功は人間関係が9割！ 強い組織をつくるレシピ

### ◆空振りが多いがホームランを狙うか、打率重視の安定をとるか

「勤」で判断を行っている経営者の方をよくお見掛けします。特に「採用」について「勤」を頼っている方が多い印象ですが、採用を「勤」に頼ることは正しいのでしょうか。

「勤」については、まだ研究中で詳しく説明されていませんが、実は「勤」はいっさいの思考を伴わない感覚ではなく、意識がない状態で働かせるものでもなく、感情と認知の双方から生まれるものだとしてされています。したがって、「勤に頼る」からといって、必ずしも当てにならないということではなく、誤った決断を下すわけではないということです。そして「勤」がとんでもなく機能するのは、「ここぞというとき」、すなわち特異な場面や変則的な出来事に直面した場合であるとされています。

通常の、考えて行う思考を「直線的な思考」と表現すると、「勤」は飛び跳ねたり、ジグザグに進むような「指数関数的思考」と表現されます。「直線的思考」はルール重視で論理的ですが、直線の上を1歩ずつ進んでいくようなものであり、堅実で着実に進みますが、周囲に可能性が潜んでいても気づかずに通り過ぎてしまうことがあります。一方「指数関数的思考」は経験に可能性をプラスして視野を広げていけるのですが、まったく当てが外れてしまうこともよくあります。野球に例えた場合、いくらバッターが「勤」を働かせたところで打率を上げることはできません。打率を上げるには、やはり「直線的思考」で堅実に対応するということが重要ですが、「勤」が機能するとホームランが打てるのです。

このように、「勤」に頼ることは悪いことではありません。ただし、当てが外れてしまうことも多いため必要以上に頼るのはよくありません。大事なのは「直線的思考」と「指数関数的思考」をどの場面で用いるかの判断です。「勤」はあくまでも「ここぞというとき」に限定してホームランを狙いましょう。



### ちょっとモヤっとQ&A

## 第26回 手書きの出勤簿は違法か？

「相談するまでではないけどちょっとモヤっとする」事例とその解説をご紹介します。

### 🗣️ 相談

ネットニュースで、労働時間はタイムカード等によって把握する義務があるとの記事を見ました。当社は手書きで出勤時間等を記入し、上司が内容を確認していますが、この方法は違法なのでしょうか？

### 💡 労働時間管理は客観的な記録が基本だが、自己申告も条件付きでOK

ネットの記事を見ると不安になってしまいますよね。

厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、労働時間の記録は①使用者が現認する、②タイムカード等で客観的に記録する、ことを原則としています。①②の方法が難しい場合は自己申告での記録も条件付きで認めています。

自己申告の場合は、(ア)労働者本人に正しく記録するよう指導する、(イ)管理職にも適正な運用を指導する、(ウ)自己申告の労働時間と実態が乖離していないか点検する、(エ)自己申告した時間を超えて会社にいる時間についてその理由を報告させる場合は、適正に報告しているか確認する、(オ)自己申告できる時間外労働に上限を設けてはいけない、などの措置を講じなければなりません。簡単に言うと、自己申告制を採用する場合は、正しく記録させる、過少申告するよう村度させてはならない、ということです。

まとめ：どのような方法でも、労働時間は正しく適切に記録をとる。村度や改ざんは禁止！

# 人事労務トピックス&4コマ漫画

## ついに子ども子育て支援金始まる！ 4月・5月の給与計算は変更点がたくさんあります

“独身税”として話題になった子ども子育て支援金が、ついに4月からスタート。健康保険料、介護保険料、雇用保険料の変更もあるため、4月・5月の給与計算時には計算結果に変更が反映されているか確認しましょう。

### ◆ 3月分から変更

健康保険料率、介護保険料は毎年3月分から変更となります。原則社会保険料は当月分を翌月徴収するため、**4月給与から控除される分から新年度の保険料率で計算**します。

(※賞与は支給月時点で適用されている料率を用いるため、賞与は3月支給分から新しい保険料率で計算することになります)

### ◆ 4月分からスタート&変更

子ども子育て支援金の徴収がスタートします。支援金は健康保険と一緒に徴収するため、社会保険同様、当月分を翌月徴収します。したがって、**4月支給賞与、5月支給給与から控除がスタート**となります。

次年度以降も4月分から控除料率が改定される予定です。毎年3月賞与、4月給与&賞与、5月給与の計算時には正しい料率で計算できているか必ず確認するようにしてください。

### ◆ 雇用保険料は4月に締め日が到来した分から改定

雇用保険は「いつ働いた分か」によって変更のタイミングが決まります。**4/1以降最初に締め日が到来した分から新しい料率で計算**します。例えば末日締めの会社は4/30締め分から、15日締めの会社は4/15締め分から新料率となります。※支給日が当月か翌月かは関係ありません。「いつ働いた分か」で決まります。

淹れたての香り



## From the EDITOR'S DESK

最近ぽっこりお腹が気になってきたので、youtubeで「ぽっこりお腹」「カンタン」「エクササイズ」と検索してぽっこり撃退に励んでいます。最初はきつかったエクササイズも始めて数日経つとなんとなく板についてきて、これはいけるぞ!と思ったのもつかの間、食欲も増進されてしまったのか、おかわりが止まらなくなってしまいました。結果、まだ効果は出ていません。むしろぽっこりが増進されたような気がします・・・😓

昔買った腹筋コロコロローラーをクローゼットの奥から引っ張り出してきましたが、昔も今も、1回もできません。カンタンエクササイズで検索したサイトには腹筋コロコロを10回やりましょう♪と書いてありましたが、1回もできない人はどうしたらよいのでしょうか😊笑

記事に関するお問合せ、感想、ご相談などは下記までご連絡ください。

アイビー社会保険労務士事務所 Mail: sharoushi@ivy-sr.jp HP: <https://www.ivy-sr.jp>

